

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)
地域名 (地域内農業集落名)	豊川地区 (砂川集落、八枚戸集落、沖塘集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化及び後継者不足ため、農業者の減少が進行している。農業者の減少に伴い、道路・水路等の農業用施設の維持・管理の負担が増加等の課題が発生している。また、農業用水の不足・悪化によりきれいな水源の確保、大雨時の排水対策、農業用資機材の上昇による所得確保対策等が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の確保のため、機械利用組合、集落営農組織、農事組合などの組織設立を設立し、共同作業による農業を目指す。小麦などの裏作を行うなど収益性の高い作物の導入を図り農業収入向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	153 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約を向上させる。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業実施済みの地区であるが水質の悪化が懸念されており、きれいな水源による農業用水の確保を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農祖域や大型機械利用組合を設立し、担い手確保を図る。また、法人で高齢者を雇用して収入を上げ、若者以外の担い手の確保も図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織や大型機械利用組合を設立し、担い手への農地集積を図る。JAへ業務を委託して効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
⑤裏作や高収益作物を導入し、所得向上を目指す。				
⑧きれいな水源による農業用水の確保を図る。				
⑨JAのカントリーエレベーターの新設を支援する。観光農園、農家居酒屋等の開設を目指す。				